



する書類およびその他これに類する書類(注)  
 (注)事故発生時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。  
 【書類の例】警察署・消防署の証明書、交通事故証明書等  
 (3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類(個人包括賠償責任保険のみ)  
 ①他人の人身障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類  
 【書類の例】診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書等  
 ②他人の財物損壊(損壊財物の使用不能による間接損害を含みます。.)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類  
 【書類の例】修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類等  
 ③損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類  
 【書類の例】示談書、判決書等

(4)損害が発生した物の価額、損害の額または費用の額を確認する書類  
 ①損害が発生した物の価額を確認する書類  
 【書類の例】固定資産台帳、売買契約書、購入時の領収書等  
 ②損害の額、費用の額およびその支出を確認する書類  
 【書類の例】修理見積書・請求書・領収書、損害明細書、調査に関する同意書等  
 (5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類  
 ①保険金請求権者を確認する書類  
 【書類の例】委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本等  
 ②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類  
 【書類の例】引受保険会社所定の同意書等  
 ③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類  
 【書類の例】示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書、被害者からの領収書等  
 以下、④⑤は個人包括賠償責任保険のみ。  
 ④第三者の加害行為、共同不法行為の場合等に第三者等に対する権利の移転を確認する書類  
 【書類の例】権利移転証(兼)念書等  
 ⑤保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類  
 【書類の例】委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書等  
 以下、⑥⑦⑧は動産総合保険のみ。  
 ⑥保険の対象、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類  
 【書類の例】メーカー保証書、売買契約書、送り状等  
 ⑦損害が生じた物の所有者(所有権、賃貸借に関する債権債務の範囲等を含みます。)を確認する書類  
 【書類の例】固定資産台帳、賃貸借・リース契約書、入庫伝票等  
 ⑧質権が設定されている場合に保険金請求に必要な書類  
 【書類の例】質権者の保険金請求書および債務残高証明書、引受保険会社所定の保険金直接支払指図書/証等

<代理請求人について>  
 ●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいけない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**  
 (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」  
 ②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
 ③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
 「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」  
 (\* )法律上の配偶者に限ります。

<示談交渉について>  
 【団体総合生活補償保険】  
 ●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。  
 【示談交渉サービス】  
 日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約・ゴルフアー日本責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金を支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。  
 【示談交渉を行うことができない主な場合】  
 ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約・ゴルフアー賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合

被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
 ※個人包括賠償責任保険・動産総合保険には「30日以内」の適用はしません。

【動産総合保険】  
 事故が起こったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番)
- ②盗難事故の場合、警察へ連絡(警察は110番)
- ③目撃者の確認

【個人包括賠償責任保険(CPL)】  
 ●事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

- ①ケガ人の救護
- ②損害の発生および拡大の防止
- ③相手の確認
- ④目撃者の確認

■ 三井住友海上へのご連絡は ■

24時間365日事故受付サービス 事故は いち早く  
 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189**(無料)へ

<保険金支払いの履行期>  
 ●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

(\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】  
 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- 【団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】
- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- ・休業・所得証明書(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険のみ)
- ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険のみ)

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。  
 【動産総合保険・個人包括賠償責任保険(CPL)】  
 ※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、下記の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。  
 ※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、下記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いがある場合がありますので、ご了承ください。  
 (1)引受保険会社所定の保険金請求書  
 (2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認

## 特にご注意いただきたいこと

制度名	お申込人となれる方	被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方 (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。	ご加入いただける保険の種類		
			団体総合生活補償保険・ 動産総合保険・ 個人包括賠償責任保険(CPL)	所得補償 保険	団体長期 障害所得 補償保険
総合補償 保険	三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員(1年以上勤務(予定)の契約社員・パート・アルバイト社員等を含む)・退職者に限ります。	三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。	○	×	×
スーパー 所得 補償保険	①所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者(退職後もお仕事を続けられる方)に限ります。 ②団体長期障害所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限ります。	①所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者です。 ②団体長期障害所得補償保険:三井物産株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員です。	×	○	○

- 「子ども」「両親」「兄弟姉妹」は血族・姻族の別を問いません。「親族」の範囲は、「6親等内の血族、3親等内の姻族」を言います。
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)のBセット、Dセット、Eセット、N3、N4、Zオプションの被保険者(補償の対象者)本人(\*)としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点で満0才(生後15日以上)以上89才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 団体総合生活補償保険(MS&AD型)のY2オプション、Y3オプションの特約被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、次のすべてに該当する方となります。
  - ・本人の親(姻族を含みます。2名までご加入できます。)
  - ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方
  - ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
- 所得補償保険のATセット、CTセットに被保険者(補償の対象者)本人(\*)としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、保険期間の開始時点で満20才以上69才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 所得補償保険のAUセット、CUセットに被保険者(補償の対象者)本人(\*)としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、保険期間の開始時点で満20才以上60才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 団体長期障害所得補償保険の被保険者(補償の対象者)本人(\*)としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、保険期間の開始時点で満20才以上59才以下の方かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

### ■ご加入手続きの流れ

1)加入申込票(告知事項を含む)に必要な事項を記入・署名のうえ、三井物産インシュアランスに申込締切日までにご提出ください。  
 <自動継続の取扱いについて>  
 前年かご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

2)ご加入者の方であって加入者証を送付いたします。加入者証は内容をご確認のうえ、大切に保管してください。(この保険は、三井物産株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。なお、保険証券は三井物産株式会社が有します。)

### ■保険期間

この保険契約の保険期間は1年間(2022年3月1日午後4時~2023年3月1日午後4時)となります。

### ■保険料の払込方法

●保険料の払込方法は、役員・従業員の方は2022年5月以降毎月給与引去りまたは口座振替により、退職者の方は2022年5月以降毎月26日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座からの口座振替により払い込む分割払となります。

●年令別保険料が設定されているプランの保険料は、2022年3月1日時点での被保険者ご本人の満年令によります。

### ■ご加入にあたっての注意事項

<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>  
 ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。  
 ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

### 【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

- ・病気の補償  
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・ケガの補償  
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・上記以外の補償  
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。

### 【動産総合保険・個人包括賠償責任保険(CPL)・ゴルフアー保険(団体総合生活補償保険)】

- ・保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。.)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。.)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。.)。
- ・保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

- ・保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

### 【団体総合生活補償保険】

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

### ■保険金をお支払いする場合に該当したとき

<保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>  
 ●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内※にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって





※印を付した用語については、別冊11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合							
三大疾病診断 保険金	医師※によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物、上皮内新生物)※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)(罹患、発病※したことが診断され、治療※を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院※された場合に限り。))	三大疾病診断保険金額の全額	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)(注)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物、上皮内新生物)※、急性心筋梗塞または脳卒中を発病※した時が、この保険契約の始期日(※)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたががんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物、上皮内新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(※1)により診断された場合に限り。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物、上皮内新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(※1)により診断された場合に限り。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	(注1)保険期間中1回に限り。 (注2)被保険者が医師※から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)(注)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。
支払事由	支払要件									
がん(悪性新生物、上皮内新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(※1)により診断された場合に限り。	—									
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。									
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。									
★三大疾病診断 保険金補償(待機期間不設定型)特約	(※1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます。】 三大疾病診断保険金を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※2)がん(悪性新生物、上皮内新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気※を含みます。									

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
補償対象者(※1)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族※が葬祭費用を負担された場合	①保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	補償対象者の親族※が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用している間のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ
	②保険期間の開始時以降(※2)に発病※した病気※のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合	(注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)(※1)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的・他覚所見のないもの※ ●別冊10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
③このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気(※3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間※が満了するまでの間(※4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限り。	(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合がございます。】 葬祭費用を補償するセットに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(※3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額	<「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。)(注)により入院※された場合	●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的・他覚所見のないもの※ ●別冊10ページの「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
★葬祭費用 保険金 補償特約	ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気(※3)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2)葬祭費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※4)365日を限度とします。		●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。)(注)により入院※された場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人 賠償責任保険 金 ★日常生活個人 賠償責任 補償特約	保険期間中の次の①または②の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①本人の居住の用に供される住宅(※)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※)敷地内の動産および不動産を含みます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り。)(注)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※ (注1)1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)(注)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)(注)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
	日常生活個人賠償責任補償特約	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次の①または②のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡したとき。 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院※したとき。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り。)(注)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円 左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)(注)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

日常生活個人 賠償責任 保険金 (臨時費用) ★日常生活個人 賠償責任 補償 特約	日常生活個人 賠償責任 補償 特約
日常生活個人賠償責任補償特約	日常生活個人賠償責任補償特約

特にご注意いただきたいこと

補償の内容

重要事項のご説明

ご加入内容確認事項  
健康状況告知書ご記入のご案内

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険  
健康状況告知書質問事項

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険  
健康状況告知書質問事項  
団体総合生活補償保険(MS&A型)  
健康状況告知書質問事項

特にご注意いただきたいこと

補償の内容

重要事項のご説明

ご加入内容確認事項  
健康状況告知書ご記入のご案内

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険  
健康状況告知書質問事項

所得補償保険・団体長期障害所得補償保険  
健康状況告知書質問事項  
団体総合生活補償保険(MS&A型)  
健康状況告知書質問事項

※印を付した用語については、別冊11ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
[Y3オプション] 親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	<p>保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償するプランに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>(注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊2ページの&lt;代理請求人について&gt;をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※中の事故による要介護状態</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療※を目的として医師※がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</li> <li>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</li> </ul> <p>など</p> <p>(注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*2)公的介護保険制度※を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>
[Y2オプション] 親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	<p>保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)※となり、30日を超えて継続した場合</p> <p>(*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償するセットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>(注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は別冊2ページの&lt;代理請求人について&gt;をご覧ください。</p>		

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(\*1)の原因となった病気(\*2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(\*2)を発病した時が、その病気による入院(\*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(\*1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(\*2)疾病入院(\*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

●補償対象外となる運動等
<p>山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p> <p>(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。</p> <p>(*2)グライダーおよび飛行船は含みません。</p> <p>(*3)職務として操縦する場合は含みません。</p> <p>(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>
●補償対象外となる職業
<p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p> <p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明	
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>	
天災危険補償特約(A、B、C、D、Eセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※のときも、傷害保険金をお支払いします。	同様の取扱いとなる保険金
傷害手術保険金支払倍率変更特約(A、B、C、D、Eセット)	<p>傷害手術保険金のお支払額を以下のとおりに変更します。</p> <p>①入院※中に受けた手術※の場合…[傷害入院保険金日額]×20</p> <p>②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10</p>	
傷害入院保険金の7日間2倍支払特約(A、B、C、D、Eセット)	<p>傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した期間の最初の7日間に対して、傷害入院保険金の2倍の額をお支払いします。</p> <p>(注)傷害入院保険金の支払を受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。</p>	
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(Eセット)	<p>疾病手術保険金のお支払額を以下のとおりに変更します。</p> <p>①入院※中に受けた手術※の場合…[疾病入院保険金日額]×20</p> <p>②①以外の手術の場合…[疾病入院保険金日額]×10</p> <p>また、疾病放射線治療保険金のお支払額を[疾病入院保険金日額]×20に変更します。</p>	
疾病手術保険金等対象外特約(B、Dセット)	<p>疾病手術保険金および疾病放射線治療保険金をお支払いしません。</p>	

動産総合保険<総合補償保険>

〈携行品一式契約特約(家族型)、国外危険補償追加特約(携行品一式契約用)、携行品一式契約特約・追加特約(三井物産総合補償保険専用)付)お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、セットされる特約によりお支払いしない保険金がありますので、詳しくは普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金等の額	保険金をお支払いしない主な場合
損害保険金	<p>① 火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、取扱上の不注意等の偶然な事故によって損害が生じた場合に、保険金をお支払いできる条件はセットされる特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。</p> <p>● 保険の対象の範囲 被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。</p> <p>● 次に掲げる物につきましては、保険の対象に含まれませんのでご注意ください。</p> <p>① 手形、小切手、株券、債券その他の有価証券、印紙、切手、プリペイドカード、電子マネー(決済手段に使用される、通貨の先払い等によって金銭価値がデータ化されたもの)をいいます。)その他これらに類するもの</p> <p>② 預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカードその他これらに類するもの</p> <p>③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物</p> <p>④ 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品</p> <p>⑤ 自転車、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ボディボード、水上スキー、ラジオコントロール模型その他これらに類する物およびこれらの付属品</p> <p>⑥ 携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品</p> <p>⑦ 義歯、義肢、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器その他これらに類する物</p> <p>⑧ 動物および植物等の生物</p> <p>⑨ 書画、骨董(とう)、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>⑩ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するもの</p> <p>⑪ その他加入者証記載の物</p>	<p>損害保険金(注1)= 損害の額(注2) - 免責金額(注3)</p> <p>(注1) 1回の事故および保険期間通算で保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害の額は、保険価額に基づいて算出します。損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、保険価額を限度とし、次の算式*1によって算出した額とします。ただし、保険の対象が通貨、貴金属、宝石類または乗車券等である場合、損害の額が5万円を超えるときは損害の額を5万円とします。</p> <p>損害の額 = 修理費 - 修理によって保険の対象の価額が増加した場合はその増加額*2 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</p> <p>*1 算式 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、引受保険会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。</p> <p>*2 増加額 保険の対象が現に使用されている場合であっても、十分な維持・保守管理が行われているときは、その保険の対象の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、保険の対象が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その保険の対象の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。保険の対象の損傷を修繕できる場合には、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するのに必要な修繕費を損害の額とします。</p> <p>(注3) 保険の対象が全損の場合および火災、落雷、破裂・爆発による損害の場合は、免責金額を差し引きません。</p>	<p>次に掲げる事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</li> <li>・保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはこれらの方の法定代理人でない方が、保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その方(その方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。)またはその方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし他の方が受け取るべき金額についてはお支払いします。</li> <li>・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏りによって生じた損害。ただし、保険の対象を保管する建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等)をいいます。)か風災、雹(ひょう)災、雪災または不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害についてはお支払いします。</li> <li>・直接であると同接であるを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によって生じた損害</li> <li>・核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。また、これら以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害</li> <li>・保険の対象の使用もしくは管理を委託された方または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は保険金をお支払いします。</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・直接であると同接であるを問わず、差押え、没収、取用、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置となされた場合は保険金をお支払いします。</li> <li>・直接であると同接であるを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって生じた損害を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害の場合は、保険金をお支払いします。</li> <li>・直接であると同接であるを問わず、保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害</li> <li>・紛失または置き忘れによって生じた損害</li> <li>・外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災(焦損を除きます。))または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。</li> <li>・保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または、破裂・爆発が生じた場合は保険金をお支払いします。</li> <li>・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(崖崩れ)、地滑り、土石流または山崩れをい、落石を除きます。)、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害</li> <li>・詐欺または横領によって生じた損害</li> <li>・保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害。ただし、加工着手から加工終了までの加工または製造に直接起因しない損害については「火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、雪災、外部からの物体の飛来落下、水濡れ、騒擾(じょう)、労働争議、盗難」に限定して保険金をお支払いします。</li> <li>・真空管、電球等の管球類に単独に生じた損害</li> <li>・保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>・万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害</li> <li>・検品または梱卸の際に発見された数量の不足による損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害の場合はお支払いします。</li> <li>・保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害</li> <li>・保険契約者、被保険者または保険金受取人の従業員等が自ら行い、または加担した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって保険の対象に生じた損害</li> <li>・格落ち(保険の対象の価値の低下)によって生じた損害</li> <li>・保険の対象である楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断、打皮の破損または音色もしくは音質の変化によって生じた損害</li> </ul>

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(\*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
  - ② 先進医療※に該当する診療行為(\*2)

(\*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(\*2) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)。をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けるとをい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師※が診断(\*1)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(\*1) 人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
  - ② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
- (注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
  - ① 公的介護保険制度※の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態
  - ② 公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
  - ③ 公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態 ※「要介護状態(要介護2以上の状態)」は上記の「要介護3以上」を「要介護2以上」と読み替えます。

- 「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法、裁判官の災害補償に関する法律、地方公務員災害補償法および公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。

※印の用語のご説明 [団体総合生活補償保険]

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等を含みません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(\*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(\*) いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ① 細菌性食中毒
- ② ウイルス性食中毒
- (\*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
  - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。))または脊柱
  - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。))。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
  - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。))。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「公的医療保険制度」とは、健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法および高齢者の医療の確保に関する法律のいずれかに基づく医療保険制度をいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	傷害入院保険金、傷害通院保険金 疾病入院保険金、疾病通院保険金
-------------	------------------------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	傷害入院保険金、傷害通院保険金 疾病入院保険金、疾病通院保険金
-------------	------------------------------------

個人包括賠償責任保険(CPL保険)＜総合補償保険＞

(★)下記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

用語については、別冊14～15ページの「用語のご説明【個人包括賠償責任保険(CPL保険)】」をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用がある場合にお支払いします。	この保険は、日本国外(保険適用地域に限ります。)において、次のいずれかに該当する事故による他人の人身障害または財物損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 ○住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活 <sup>(注)</sup> に起因する偶然な事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。 ただし、被保険者が負担する損害賠償責任の額が、《第一次保険で保険金支払の対象となる額》または《自己負担限度額》のいずれか高い額を超過する場合には、その超過額のみを保険金としてお支払いします。 ※上記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額が《第一次保険で保険金支払の対象となる額》または《自己負担限度額》のいずれか高い額を超過する場合には、その超過額のみを保険金としてお支払いします。 【自己負担限度額について】 自動車事故について レンタカー運転中の場合 事故発生地域において法律等で要求されている最低保険金額 <sup>(注)</sup> (注)通常レンタカー会社はこの最低保険金額以上の金額で保険手配を行っていますが、レンタルを受けられる前にこの点を必ずご確認ください、もし保険金額が不十分な場合は、オプションで増額されるか、レンタカー会社をご変更ください。 レンタカー運転中以外の場合 以下AまたはBのいずれか高い額 A 事故発生地域において法律等で要求されている最低保険金額 B ①適用地域が米国・カナダの場合 対人1名につき US\$100,000-、1事故につき US\$300,000- 対物1事故につき US\$25,000- ②適用地域がその他地域(日本を除く)の場合 1事故につき US\$50,000- ※現地で自動車を購入された場合には、必ず上記以上の金額で自動車保険をご契約ください。レンタカー以外の自動車を借りて運転される場合は、お客さまが運転された場合でも適用できる自動車保険が上記以上の金額で手配されているかどうかご確認ください。 自動車事故を除く日常生活上の事故について 1事故につき5万円。ただし、第一次保険で対象となる事故の場合は第一次保険(日常生活個人賠償責任オプション3億円)の免責金額 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。 ※保険金のお支払いにおいて、通貨単位の換算が必要となった場合は、保険金支払について引受保険会社と被保険者または保険金を受け取るべき者との間に協定が成立した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率によって換算しますので、お支払いする保険金の額が変動することがあります。	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ●戦争、暴動、天災(地震、噴火、洪水、津波など)等によって生じた損害賠償責任 ●被保険者と同居および生計を共にする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりしている物 <sup>(注1)</sup> に対する損害賠償責任 ●被保険者が所有、賃借、使用または管理する飛行機または船舶 <sup>(注2)</sup> により生じた損害賠償責任 ●被保険者の業務に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金または懲罰的賠償金 ●労働災害、失業補償に関する法律等により負担する損害賠償責任 等 (注1)被保険者が使用するホテルの客室(客室内の動産を含みます。)、記名被保険者の借用する住宅または住宅の戸室(貸主からの貸与物を含みます。)の損壊により所有者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いします。 (注2)原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片づけのために費用を支出した場合にお支払いします。	実費(損害保険金×10%が限度)をお支払いします。	●被保険者が所有、賃借、使用または管理する飛行機または船舶 <sup>(注2)</sup> により生じた損害賠償責任 ●被保険者の業務に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金または懲罰的賠償金 ●労働災害、失業補償に関する法律等により負担する損害賠償責任 等 (注1)被保険者が使用するホテルの客室(客室内の動産を含みます。)、記名被保険者の借用する住宅または住宅の戸室(貸主からの貸与物を含みます。)の損壊により所有者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いします。 (注2)原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
修理付帯費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 <sup>(注)</sup> をお支払いします。 (注)代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 <sup>(注)</sup> (1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)をお支払いします。 (注)代替物の賃借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。	●被保険者が所有、賃借、使用または管理する飛行機または船舶 <sup>(注2)</sup> により生じた損害賠償責任 ●被保険者の業務に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金または懲罰的賠償金 ●労働災害、失業補償に関する法律等により負担する損害賠償責任 等 (注1)被保険者が使用するホテルの客室(客室内の動産を含みます。)、記名被保険者の借用する住宅または住宅の戸室(貸主からの貸与物を含みます。)の損壊により所有者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いします。 (注2)原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
権利保全行使費用	引受保険会社が取得する権利 <sup>(注)</sup> の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。	引受保険会社が取得する権利 <sup>(注)</sup> の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注)損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。実費をお支払いします。	●被保険者が所有、賃借、使用または管理する飛行機または船舶 <sup>(注2)</sup> により生じた損害賠償責任 ●被保険者の業務に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金または懲罰的賠償金 ●労働災害、失業補償に関する法律等により負担する損害賠償責任 等 (注1)被保険者が使用するホテルの客室(客室内の動産を含みます。)、記名被保険者の借用する住宅または住宅の戸室(貸主からの貸与物を含みます。)の損壊により所有者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険金をお支払いします。 (注2)原動力がもっぱら人力であるものを除きます。
賠償責任補償 ☆個人包括追加特約セット ☆個人包括追加特約の読替特約セット	(前ページからのつづき) ・自力救済行為等によって生じた損害 ・1時間未満の電力の停止や異常な供給により、保険の対象である商品・製品・原材料等のみが生じた損害 ・異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害 ・脱毛による損害 ・保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害。ただし、保険の対象と他の部分と同時に損害を受けた場合は、保険金をお支払いします。 ・温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害。ただし、保険の対象が冷凍・冷蔵・保温物である場合には、温度変化による損害は、偶然な事故による冷凍・冷蔵・保温設備装置の物理的な損傷等または、同一敷地内での火災、落雷、破裂・爆発に起因し、1時間以上の機能の停止があった場合に生じた損害に限りお支払いします。 ・保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に生じた損害 ・保険の対象が宝石・貴金属である場合には、営業時間外において金庫外に保管中の保険の対象に生じた盗難による損害 ・消耗品に単独で生じた損害 ・修繕費中に航空運賃が含まれている場合、航空輸送によって増加した費用 ・保険の対象が登録等(道路運送車両法に規定する登録車両番号の指定または市町村長(東京都特別区は都知事とします。)交付の標識をいいます。)を受けている場合に、その保険の対象につき生じたすべての損害 ・保険の対象が自動販売機等(精算機、両替機等現金受入機器を含みます。以下同様とします。)またはそれに収容された商品もしくは現金である場合は次のいずれかに該当する損害 ①保険の対象が自動販売機等の場合 ア.すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、自動販売機等の機能に支障をきたさない損害 イ.真空管、ブラウン管、電球、その他これらに類似の管球類もしくは液晶に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。 ウ.貨紙幣つまり等の故障 ②保険の対象が自動販売機等に収容された商品または現金である場合 ア.自動販売機等の故障または変調もしくは乱調に起因または随伴して、保険の対象が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害 イ.棚卸しまたは検品もしくは売上代金回収の際に発見された保険の対象の数量不足によって生じた損害。ただし、外部からの盗難の形跡が明らかであって、かつ数量の不足がトータルカウンター等の記録により証明された場合は除きます。 ウ.勘定間違いによって生じた損害および偽変造貨紙幣によって生じた損害 ・保険契約者および被保険者が事業者(個人事業主含みます。)である場合に、直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害(ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます。) ※上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約で必ずご確認ください。	日本国外(保険適用地域に限ります。)において被保険者が次のいずれかに該当する事故により他人に身体障害を与え、被害者が医師の治療を受けた場合、その治療費を被保険者が支払うことにより被る損害に対して、被保険者の損害賠償責任の有無にかかわらず保険金をお支払いします。ただし、被害者1名につき20万円を限度とします。 ○住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活 <sup>(注)</sup> に起因する偶然な事故 ○被保険者の家事使用人が被保険者のために行う業務 <sup>(注)</sup> に起因する偶然な事故 (注)住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。	●被害者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によって生じた損害 ●家事使用人の身体障害に対する損害 ●被害者の心神喪失に起因して生じた損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因して生じた損害 ●被保険者の所有、賃借、使用または管理する自動車により生じた損害 等

用語のご説明【個人包括賠償責任保険(CPL保険)】  
●「解約日」とは、保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。  
●「危険」とは、損害の発生の可能性をいいます。  
●「記名被保険者」とは、加入者証に記載された被保険者をいいます。加

入申込票および加入者証の記名被保険者欄に記載されます(記名被保険者欄が空欄の場合は、申込人本人を記名被保険者として設定されたものとみなします。)  
●「財物損壊」とは、財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいいます。ただし、有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商業権その他これらに類する権利を含まず、滅失には盗難、紛失ま

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害後遺障害保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)}$ (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(傷害死亡保険金と同じ)
傷害入院保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(180日)中に手術※を受けられた場合	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次々該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱われます。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとして扱われます。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
傷害通院保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。  ● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ用品保険金 ★ゴルフ用品 補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフ用品(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額※のいずれか低い方が限度となります。))をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が生じている場合は、補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者と同居する親族※の故意による損害 ● ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れはがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ● ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ● ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

- はその現象をいいます。
- 「被保険者」とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。
  - 「普通保険約款」とは、基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
  - 「保険金」とは、普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に引受保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
  - 「保険契約者」とは、引受保険会社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
  - 「保険適用地域」とは、加入者証の適用地域欄に記載された地域をいいます。ただし、日本を含みません。
  - 「保険料」とは、保険契約者が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
  - 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- たは詐欺を含みません。
- 「支払限度額」とは、保険契約により補償される損害が発生した場合に引受保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
  - 「住宅」とは、記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
  - 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
  - 「人身傷害」とは、傷害もしくは疾病またはこれらに起因する死亡もしくは後遺障害をいい、不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉毀(き)損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損およびプライバシーの侵害を含みます。
  - 「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
  - 「第一次保険」とは、個人包括賠償責任保険(CPL保険)で支払われるべき人身障害または財物損壊の全部または一部について、保険金が支払われる他の保険契約をいい、加入者証の第一次保険欄に記載されたものをいいます。
  - 「特約」とは、オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
  - 「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
  - 「破裂または爆発」とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂または

ゴルフ保険<団体総合生活補償保険>

※印を付した用語については、別冊17～18ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ 賠償責任 保険金 ★ゴルフ 賠償責任 保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者(*)が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*) 本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者として扱います。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額※(0円)	● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ● 被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ● 心神喪失に起因する損害賠償責任 ● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内※におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡 保険金 ★ゴルフ 傷害補償 特約	保険期間中のゴルフ場敷地内※におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくても、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくても、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

り、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。

●「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

●「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(\*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療※に該当する診療行為(\*2)

(\*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(\*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療による診療行為をいいます。

所得補償保険<スーパー所得補償保険>

※印を付した用語については、別冊20ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償 保険金	<p>保険期間中に、ケガ※、病気※または骨髄採取手術※により就業不能※となり、その状態が免責期間※(4日または7日)を超えて継続した場合</p> <p>(注)「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲(*1)の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能※について、免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>(注)「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲(*1)の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能※について、免責期間※を超えて継続した場合</p>	<p>保険金額 × 就業不能期間※の月数(*1) + 就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数</p> <p>30</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気</p> <p>●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気</p> <p>●自動車等※の無資格運転または酒気帯び運転※中のケガ</p> <p>●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気</p> <p>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガや病気</p> <p>●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※</p> <p>●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*1)やケガ(加入者証等に記載されます。)</p> <p>●精神障害(*2)を被り、これを原因として発生した就業不能</p> <p>●妊娠または出産による就業不能</p> <p>●骨髄採取手術※による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合</p> <p>(注)ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時(*3)より前に発病※した病気(*1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。</p> <p>(*1)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>ただし、精神障害補償特約がセットされているため、分類コードF20からF29またはF30からF38に規定されたものはお支払い対象となります。</p> <p>&lt;お支払対象外となる精神障害の例&gt;</p> <p>統合失調症、躁病、うつ病 など</p>
	<p>(*)お支払対象となる「精神障害」とは平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF20からF29またはF30からF38に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>&lt;お支払対象となる精神障害の例&gt;</p> <p>統合失調症、躁病、うつ病 など</p>	<p>柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)、灸(きゅう)、マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p>	

(☆)【再度就業不能※となった場合の取扱い】  
免責期間※を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ※または病気※によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
就業不能※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生時の時または病気(\*)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。

①ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、ケガの原因となった事故発生時の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

(\*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	<p>日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>ア.同伴競技者※ イ.同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、</p> <p>●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、</p> <p>●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、</p> <p>●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。</p> <p>(*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a)同伴競技者 (b)同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です。)(c)ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p>	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア.贈呈用記念品購入費用(*1) イ.祝賀会に要する費用 ウ.ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ.同伴キャディ※に対する祝儀 オ.その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含まれます。</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p> <p>●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※</p> <p>●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人(*)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ホールインワンまたはアルバトロス費用保険金に限り、同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には次の方をいいます。)</p> <p>●「ゴルフ場の使用人(*)」には、臨時雇いを含みます。</p>	

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	<p>保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p>

※印の用語のご説明【団体総合生活補償保険】

●「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等含まれません。)をいいます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

①細菌性食中毒

②ウイルス性食中毒

(\*継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。)

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。

●「肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることです。

●「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

●「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

●「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

●「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金
・傷害通院保険金

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金
・傷害通院保険金

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能※が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。
天災危険補償特約(所得補償保険用)(全セット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。

● 団体長期障害所得補償保険<スーパー所得補償保険>

※印を付した用語については、別冊20ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。

(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 1.被保険者(補償の対象となる方)が身体障害※を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害※が開始した場合に限り、てん補期間※中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額※を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 2.被保険者は協定書に規定された方となります。
- 3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
● 団体長期障害所得補償保険金	身体障害※により、就業障害※となった場合	てん補期間※中の就業障害※である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額※ × 所得喪失率※ × 約定給付率※(100%) (注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間※中の就業障害※である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額※(400,000円)を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額※に約定給付率※を乗じた額が平均月間所得額※を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害※により、免責期間※を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等※がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率※を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。 (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (次ページにつづく)	(1)新規加入日から12か月以内に就業障害※になった場合、就業障害の原因となった身体障害※について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害(*1) ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害(*2) ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害(*3) ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(*4) ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害(*5) など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気(*6)等(保険証券等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (*1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (*2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (*3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*4)「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日(次ページにつづく)
	● 団体長期障害所得補償保険金	●「所得喪失率」とは、次の算式によって算出された割合をいいます。 割合 = 1 - (免責期間※終了日の翌日から起算した各月における回復所得額※ / 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額) ただし、所得※の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害※の程度や収入の状況の動向が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。 ●「身体障害」とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。 ●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。 ●「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 ●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 ●「てん補期間」とは、以下をいいます。 所得補償保険：引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間※終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能※である期間が保険金支払いの対象となります。 団体長期障害所得補償保険：引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間※終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。 ●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。 ●「発病」とは、医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことよりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。 ●「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。 ●「平均月間所得額」とは、以下における被保険者の所得の平均月間額をいいます。 所得補償保険：被保険者が就業不能※となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。 団体長期障害所得補償保険：被保険者の就業障害※が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 平均月間所得額 = (年間収入額(*)1) - (働けなくなったことにより支出を免れる金額(*2)) / 12(か月) (*)1)給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合はこれも含みません。 (*)2)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。 ●「免責期間」とは、以下の期間をいい、この期間は保険金支払いの対象なりません。 所得補償保険：就業不能※開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象なりません。ただし、骨髄採取手術※による就業不能の場合には免責期間を適用しません。 団体長期障害所得補償保険：保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害※が継続する期間をいいます。 ●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
● 団体長期障害所得補償保険金		(前ページからのつづき) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害※を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページからのつづき) 日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*7)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F20~F29 (2)F30~F38 (*5)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (*6)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*7)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。
		柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	

※印の用語のご説明【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「回復所得額」とは、免責期間※開始以降に業務に復帰して得た所得※の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒  
②ウイルス性食中毒  
(\*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状は含みません。
- 「骨髄採取手術」とは、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を含みません。
- 「最高保険金支払月額」とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払基礎所得額」とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $100\text{円あたり保険金額} \times \text{加入人数}$ によって算出した額となります。
- 「就業障害」とは、被保険者が身体障害※を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間※開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率※が20%超であることをいいます。免責期間※中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 「就業不能」とは、被保険者がケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。ただし、てん補期間が2年を超える契約である場合において、免責期間※終了日の翌日から起算して24か月経過後は、被保険者がその経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないことをいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気は治癒した後は就業不能に含みません。
- 「就業不能期間」とは、てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「所得」とは、業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害※となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

## 重要事項のご説明

### 契約概要のご説明(団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 動産総合保険・個人包括賠償責任保険(CPL保険))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

#### 1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み  
【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】  
被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで賠償責任など日常のさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲(○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方
疾病手術に伴う費用補償特約	・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金補償特約	・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
葬祭費用補償特約	本人(*1)の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人(*1)は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活個人賠償責任補償特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)の配偶者 (c)同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
親介護一時金支払特約(親介護)	本人(*1)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

- (\*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (\*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

【所得補償保険】  
被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点でAT・CTセットは満20才以上69才以下の方、AU・CUセットは満20才以上60才以下の方、かつ健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄記載の方

【団体長期障害所得補償保険】  
被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満20才から満59才までの方
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

【動産総合保険】

動産総合保険 普通保険約款	+	自動セット特約
	+	携行品一式契約特約(家族型)
	+	携行品一式契約特約・追加特約(三井物産総合補償保険専用)
	+	国外危険補償追加特約(携行品一式契約用)

被保険者(補償の対象)となる方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入申込票に「記名被保険者」として記名した方</li> <li>・記名被保険者の配偶者</li> <li>・記名被保険者またはその配偶者と同居の親族および別居の未婚の子</li> </ul>
---

【個人包括賠償責任保険(CPL保険)】

個人包括賠償責任 保険普通保険約款	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自動セット特約&gt;</li> <li>・個人包括追加特約</li> <li>・個人包括追加特約の読替特約</li> <li>・被害者治療費補償特約</li> <li>・支払通貨および為替交換比率に関する特約</li> </ul>
----------------------	---

この保険は、被保険者が負担する損害賠償責任の額が<第一次保険で保険金支払の対象となる額>または<自己負担限度額>のいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額のみをお支払いします。ご契約の際には、別途支払限度額5,000万円以上の第一次保険の手配が必要になりますので、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者(補償の対象)となる方

<ul style="list-style-type: none"> <li>①記名被保険者</li> <li>②記名被保険者の配偶者</li> <li>③記名被保険者またはその配偶者と同居(注1)の親族</li> <li>④記名被保険者またはその配偶者と別居の未婚の子</li> <li>⑤①から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</li> </ul>
--

(注1)同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

※同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生時におけるものをいいます。

【ゴルフ保険(団体総合生活補償保険)】  
被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
ゴルフ保険賠償責任保険特約	(a)本人(*1) (b)本人(*1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ傷害補償特約	本人(*1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

- (\*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (\*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- (注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容  
保険金をお支払いする場合は別冊4〜20ページのとおりです。詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額  
別冊4〜20ページをご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)  
別冊4〜20ページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要  
別冊4〜20ページをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4)保険期間  
この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件  
【団体総合生活補償保険】  
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おください。

【所得補償保険】  
所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

### 注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 動産総合保険・個人包括賠償責任保険(CPL保険))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および団体長期障害所得補償保険の場合は保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)  
この保険は三井物産株式会社が保険契約者となる団体契約であることから加入のお申込み後、お申込みの撤回または加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2.告知義務・通知義務等  
(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)  
■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。  
■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。  
【告知事項】

- ①他の保険契約等(\*1)に関する情報  
(\*1)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等を行い、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)[「性別」(団体長期障害所得補償保険)]
- ③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の「職業・職務」(所得補償保険に限ります。)

<健康状況告知について>  
【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】  
告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。  
【所得補償保険】  
被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。  
【団体長期障害所得補償保険】  
ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、商品パンフレットの保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。  
・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。  
●健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など):40%(\*1)  
(\*1)公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

【動産総合保険】  
商品パンフレットをご参照ください。  
【個人包括賠償責任保険(CPL保険)】  
商品パンフレットをご参照ください。

2.保険料  
保険料は支払基礎所得額・支払限度額・保険金額・免責期間・免責金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・性別・保険期間・てん補期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては商品パンフレットおよび加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について  
別冊1ページをご参照ください。  
分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。(団体長期障害所得補償保険を除く)

4.満期返れい金・契約者配当金  
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無  
ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。【注意喚起情報のご説明】の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6.無事故戻し返れい金【所得補償保険】  
無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合があるものであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(\*1)より前に発病した病気(\*2)(発病日は医師の診断(\*3)によります。)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い(\*4)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (\*1)新規にご加入される場合は(この保険契約のご加入時)、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。
- (\*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。
- (\*3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (\*4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

【団体長期障害所得補償保険】  
被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。  
・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。  
・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(\*1)より前に発病した病気(発病日は医師の診断(\*2)によります。)または発生した事故によるケガについては、事前に保険契約者と協定した内容により、保険金をお支払い

しません。このお取扱い(※3)は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませので、ご注意ください。ただし、保険契約者と協定した内容に、①、②の場合に保険金を支払う旨の定めがある場合、保険金をお支払いすることがあります。

- ①新規加入の場合、その被保険者が加入日前12か月以内に、就業障害の原因となった身体障害につき、医師等の治療(※4)を受けていなかったとき
- ②継続加入の場合、身体障害を被った時が就業障害となられた日からご加入の継続する期間を遡及して12か月以前であるとき

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- (※1)新規にご加入される場合はこの保険契約のご加入時、継続加入される場合は継続加入してきた最初の保険契約のご加入時、いずれも正しいです。
- (※2)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- (※3)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

- (※4)診察または治療のための服薬を含みます。
- (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

【所得補償保険】  
 ■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。  
 <通知事項>  
 ・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

【個人包括賠償責任保険】  
 ■ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。  
 ①加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合  
 ②上記のほか、特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(3)その他の注意事項  
 【団体総合生活補償保険・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】  
 ■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、ゴルフアー保険、個人賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただし代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

【団体総合生活補償保険】  
 ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に、この保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(※)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
  - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(※)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(※)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。  
 (※)保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。  
 (ゴルフアー保険の場合は「保険契約」を「ゴルフアー傷害補償特約」と読み替えます。)

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】  
 ■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額または支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得

の平均月額まで減額することができます。  
 ■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(※)を解約しなければなりません。  
 (※)保険契約 その被保険者に係る部分に限ります。  
 【団体総合生活補償保険・個人包括賠償責任保険(CPL保険)】  
 ■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険・個人包括賠償責任保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。  
 <補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 日常生活個人賠償責任補償特約、ゴルフアー賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ゴルフアー保険 ホールインワン・アルパトロス費用補償特約

【所得補償保険】  
 ■複数のご契約があるお客さまへ  
 補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。  
 <補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
	所得補償保険	他の所得補償保険

【団体長期障害所得補償保険】  
 ■補償重複  
 ご加入にあたっては、被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
 (※)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。  
 <補償が重複する可能性のある主なご契約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
	団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3.補償の開始時期  
 始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、別冊1ページ記載の方法により払込みください。別冊1ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等  
 (1)保険金をお支払いしない主な場合  
 別冊4～20ページをご参照ください。本別冊に記載の免責事由以外にもお支払いしない場合があります。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および団体長期障害所得補償保険の場合は協定書に記載されておりますのでご確認ください。  
 (2)重大事由による解除  
 次のことがある場合は、ご契約および特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気、身体障害等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。(団体総合生活補償保険のみ)
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い  
 (1)保険料は、別冊1ページ記載の方法により払込みください。別冊1ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。  
 (2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・個人包括賠償責任保険を除く)

6.失効について  
 【団体総合生活補償保険・個人包括賠償責任保険】  
 ご加入後に、被保険者が死亡された場合は被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。保険料の返還等、詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】  
 ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能(団体長期障害所得補償保険は就業障害)の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができないか業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。保険料の返還等、詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

【動産総合保険】  
 申込人または被保険者が保険の対象を譲渡した場合(注1)、または保険の対象の全部が失われた場合(注2)は、この保険契約は失効となります。保険料の返還等、詳細は代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

(注1)保険契約も同時に譲渡した場合を除きます。  
 (注2)普通保険約款の保険金支払後の保険契約の取扱いに関する規定における保険契約が終了した場合を除きます。

7.解約と解約返れい金  
 ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

■ この保険商品に関するお問い合わせは ■

【代理店・扱者】  
 三井物産インシュアランス株式会社  
**03-5297-6236**(10:00～17:00土日祝休)  
 受付時間は変更となる場合がございます。  
 詳細はホームページをご確認ください。

■ 万一、ケガをされたり、病気になられたり、事故が起こった場合は ■

三井住友海上火災保険株式会社  
 三井物産グループ事故受付専用ダイヤル  
**0120-06-8333**  
 (受付時間:24時間365日)

事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。  
 インターネット事故受付サービス  
 「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから  
 ※対応可能な事故は限定されています。  
 詳細はWEB画面をご覧ください。



・脱退(解約)の条件により、脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。  
 ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお払込みいただく必要があります。また、追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

8.保険金支払後の保険契約【動産総合保険】  
 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額に相当する額となった場合は、ご契約は損害発生時に終了します。  
 (注)詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

9.保険会社破綻時等の取扱い  
 別冊1ページをご参照ください。

10.個人情報の取扱いについて  
 別冊3ページをご参照ください。

11.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意【団体総合生活補償保険(MS&A型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1)現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
  - ①多くの場合、現在の契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくなく、あってもごくわずかです。
  - ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。(団体長期障害所得補償保険を除く)
- (2)新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&A型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項
  - ①新たに申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受けする場合があります。
  - ②新たに申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガまたは就業障害の原因となった身体障害等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③新たに申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
  - ④新たに申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

■ 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは ■

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277**(無料)  
 電話受付時間:平日 9:00～19:00 (年末年始は休業)  
 土日・祝日9:00～17:00 (させていただきます。)

■ 指定紛争解決機関 ■

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただけます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
 (ナビダイヤル(全国共通・通話料有料))**0570-022-808**  
 ・受付時間[平日 9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]  
 ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。  
 ・おかけ間違いにご注意ください。  
 ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

**団体総合生活補償保険(MS&AD型)・所得補償保険・団体長期障害所得補償保険  
健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)****以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。**

- 継続加入の場合で、保険責任を加重(\*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。  
(\*)保険金額・支払基礎所得額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

**1.健康状況告知の重要性**

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)団体総合生活補償保険においては告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金 支払特約 親介護	・基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

**2.正しく告知されなかった場合の取扱い**

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

**3.書面によるご回答のお願い**

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

**4.「健康状況告知書質問事項」に該当される場合**

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6.保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
疾病手術に伴う費用補償特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
葬祭費用補償特約	
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入はお引受できません。

【所得補償保険・団体長期障害所得補償保険】

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。  
②ご加入はお引受できません。

**5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ**

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

**6.保険期間の開始前の発病等の取扱い**

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した病気(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病手術に伴う費用補償特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に発病した三大疾病(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に被ったケガまたは発病した病気(*)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*)より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*)1)同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。

(\*)2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(\*)3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(\*)4)その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

**ご加入内容確認事項【団体総合生活補償保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険】****ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。**

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

**1.保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。** 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

●保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)	●保険期間(保険のご契約期間)
●保険金額(ご契約金額)	●保険料・保険料払込方法

**2.加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがなにかご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。
・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。 *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。 または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか? *ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。
◆「 <u>所得補償保険・GLTD【団体長期障害所得補償保険】(定額型)のタイプをお申込みの場合のみ</u> 」をご確認ください。 保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の40%(GLTDの免責1,095日コース(L20、L30、L40セット)の場合は70%)以下となるようなタイプまたは口数でお申込みされていますか? ◆「 <u>健康状況告知をさせていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ</u> 」をご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか?

**3.次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。**

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

**ご加入内容確認事項【個人包括賠償責任責任保険】****ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。**

本確認事項は、ご加入いただく保険契約がお客さまのご希望にそった内容であることを確認させていただくために必要な事項です。

お手数ですが、次の①～④の項目について「今回ご加入の保険契約」がお客さまのご希望にそった内容となっていること、ならびに、他の保険契約との重複について「加入申込票」、「本パンフレット」等でご確認ください。

①保険の種類、補償内容、セットしている特約 ②支払限度額 ③被保険者の範囲 ④保険期間

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



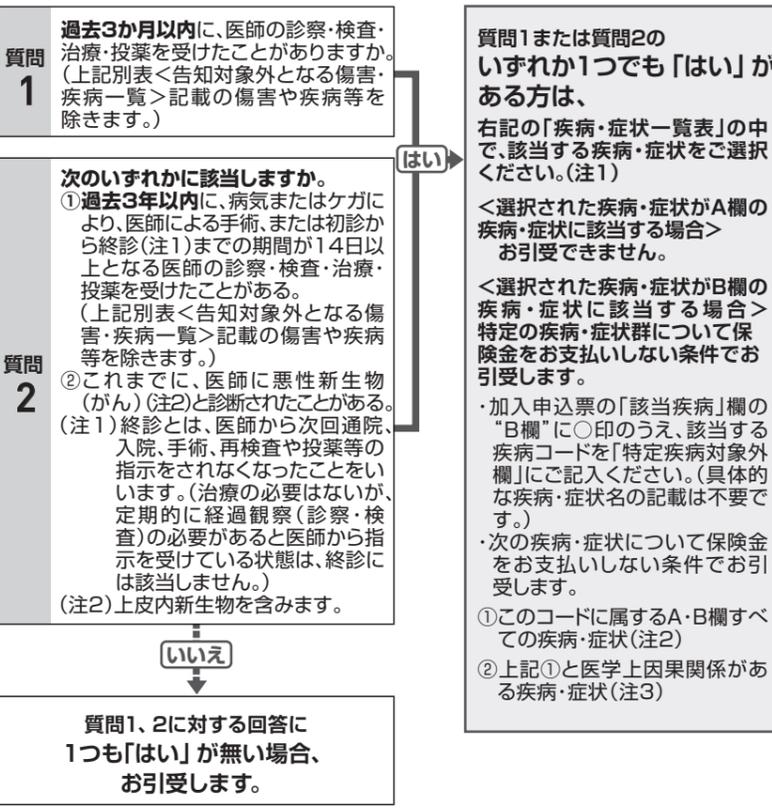
所得補償保険・団体長期障害所得補償保険 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
●「所得補償保険・団体長期障害所得補償保険」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合は、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
●下記の質問事項には必ず被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。
●下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

<告知対象外となる傷害・疾病一覧>

Table with 2 columns: 現在治療中でも告知いただく必要のないもの, 現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていなければ告知いただく必要のないもの. Includes conditions like allergic rhinitis, asthma, etc.



<ご注意> 特定疾病対象外欄への対象外となる疾病症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は募集パンフレットをご確認ください。

注1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。
注2 (例)不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。
注3 (例)疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

疾病・症状一覧表

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病 コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

Table with columns: 分類, 疾病コード, A欄, B欄. Lists various medical conditions like heart disease, digestive issues, respiratory problems, etc., and their corresponding codes.

【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない加入申込票の「特定疾病対象外欄」の「疾病コード・疾病・症状」ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」

場合)名に疾病コード「R0」および具体的な「疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状をご選択ください。が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

職種コード一覧(所得補償保険)

Table with columns: 職種コード, 職業名・職種名. Lists various professions like researcher, doctor, teacher, etc., with their corresponding codes.

(注)航空機乗組員または航空機使用事業・自家用航空機乗組員の方は、代理店・扱者または引受保険会社にご照会ください。

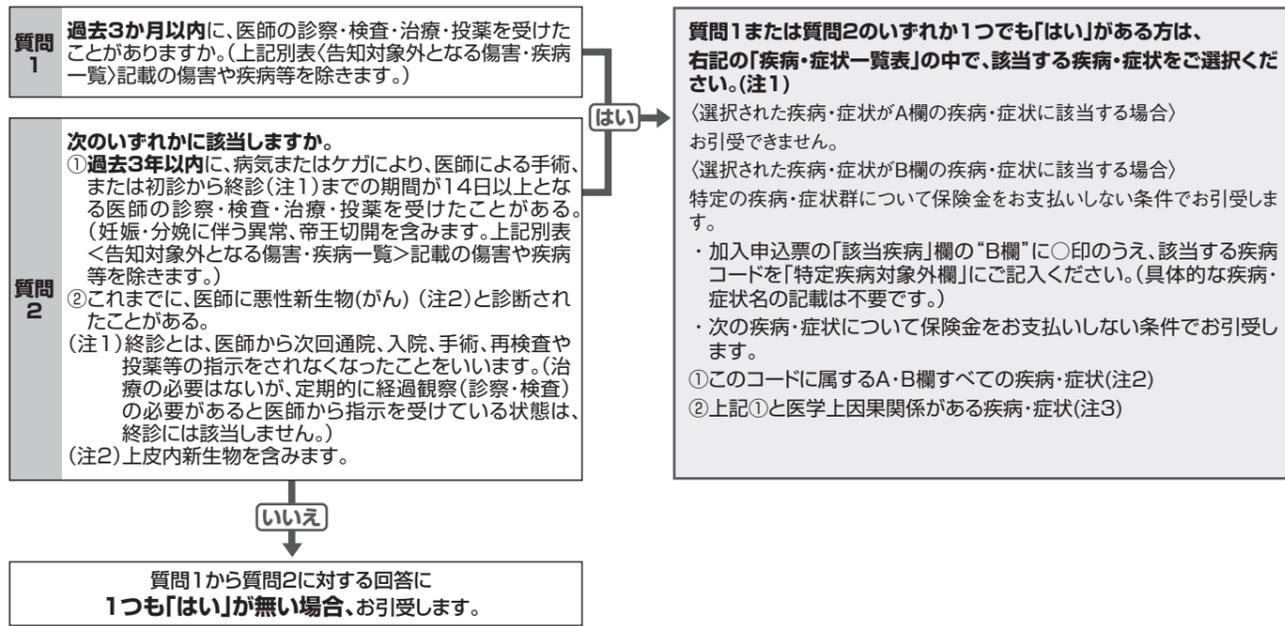
# 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」、「特定疾病対象外欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」にお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合は、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。(\*)(\* 告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。)
- 下表に記載がある傷害や疾病については下記質問1および質問2に関する告知は不要です。

## 告知対象外となる傷害・疾病一覧

現在治療中でも告知いただく必要のないもの	●アレルギー性鼻炎※、花粉症※ ●アトピー性皮膚炎※ ※入院中・入院歴あり・入院予定のものは、告知いただく必要があります。 ●ケガ※ ※ただし、右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コード J0, J1, J2 または K0 に該当するものは、告知いただく必要があります。
現在医師から次回通院、入院、手術、再検査等を指示されていない場合は告知いただく必要のないもの	●かぜ※、感冒※、インフルエンザ※ ※入院、手術のないものに限り。 ●右記の「疾病・症状一覧表」の疾病コード J0, J1, J2 または K0 に該当するケガ ●食中毒 ●歯の疾患 ●結膜炎 ●正常分娩※※妊婦健康診査は通院には含まれません。



**質問1または質問2のいずれか1つでも「はい」がある方は、右記の「疾病・症状一覧表」の中で、該当する疾病・症状をご選択ください。(注1)**

〈選択された疾病・症状がA欄の疾病・症状に該当する場合〉  
お引受できません。  
〈選択された疾病・症状がB欄の疾病・症状に該当する場合〉  
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でお引受します。  
・加入申込票の「該当疾病」欄の「B欄」に○印のうえ、該当する疾病コードを「特定疾病対象外欄」にご記入ください。(具体的な疾病・症状名の記載は不要です。)  
・次の疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。  
①このコードに属するA・B欄すべての疾病・症状(注2)  
②上記①と医学上因果関係がある疾病・症状(注3)

注1 疾病・症状名が判明しない場合は、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。  
注2 (例) 不整脈による受診歴のため疾病コードA0を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞になった場合、保険金をお支払いしません。  
注3 (例) 疾病コードA2を特定疾病対象外欄に記入して加入された方が、心筋梗塞(疾病コードA0)になり、この心筋梗塞と疾病コードA2に属する病気(高血圧症など)との間に医学上因果関係がある場合、保険金をお支払いしません。

(ご注意) 特定疾病対象外欄への対象外となる疾病・症状等の記載の有無にかかわらず、普通保険約款およびセットされる特約により保険金をお支払いできない場合があります。詳細は、募集パンフレットをご確認ください。

疾病・症状一覧表 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に記入いただく疾病コードに属する疾病・症状は下表のとおりです。

分類	疾病コード	A 欄	B 欄
循環器系の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。	不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓	もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2		高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3		リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4		低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん	急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変	黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん	胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん	急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4		痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
B5		歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患	
呼吸器系の疾患	C0	肺がん	肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息※、喘息性気管支炎※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。	気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2		アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)	腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん	前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん	乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮筋腺症、子宮内膜症
D3		尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)	
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症	
	E1		痛風
	E2		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫、甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫	貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)	
	G1		腎結核
	G2		伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3		細菌性心内膜炎
G4		淋病、梅毒、その他の性病	
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症	髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症	神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2		白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3		中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス	脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病※※ペーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーク・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。	骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死
	J2		骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0		頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0		アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)※※上皮内新生物を含みます。	
職業病	N0		職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※1、ストレス関連障害※2、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害※1不安障害を含みます。※2パニック障害、適応障害を含みます。	
妊娠・出産にかかわる疾患	Q1(注)		妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病

(注)「Q1」は質問1または質問2①に該当する場合に、ご記入ください。  
【上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がない場合】  
加入申込票の「特定疾病対象外欄」の「疾病コード・疾病名称」に疾病コード「R0」および「具体的な疾病・症状名(カタカナ)」をご記入ください。ご記入された疾病・症状およびご記入された疾病・症状と医学上因果関係がある疾病・症状について保険金をお支払いしない条件でお引受します。  
なお、上記の疾病・症状一覧表に該当する疾病・症状がある場合は、必ず、上記の疾病・症状一覧表の該当する疾病・症状を選択ください。  
(例)「肺炎」の場合、具体的な疾病・症状名は記入せず、「肺炎」が区分される疾病コード「C0」を選択し、記入します。

# 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

**親介護一時金専用** この健康状況告知書質問事項は、「親介護一時金支払特約」の特約被保険者専用の質問書です。

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「親介護一時金支払特約」をセットするプランにお申し込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方(\*1)(特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。(\*2) また、ご確認方法を選択してください。  
(\*1)基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。  
(\*2)「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方(\*1)を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記の質問1~4のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、ご加入をお引受できません。

質問 1	次のいずれかの項目に該当していますか。 ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
質問 2	医師により「認知症」または「次のいずれかの病気」と診断されたことがありますか。 (現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。) 統合失調症・気分障害(躁病、うつ病、躁うつ病、反応性抑うつ等)、神経症、自律神経失調症、拒食症、不眠症、適応障害
質問 3	現在、入院中または療養のため就床中ですか。
質問 4	下表の「病名・症状一覧」記載の病気や症状と診断されたことがありますか。 (現在終診していたとしても、過去に一度でも診断されたことがある場合は告知の対象となります。)
確認方法	
特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。 (複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○をしてください。) (選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段	

## 病名・症状一覧

脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●脳動脈瘤 ●脳動脈静脈奇形 ●眼底出血*(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等) *外傷性を除きます。
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞等) ●不整脈*(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等) *治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます。 ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●冠不全 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●大動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD) ●肺気腫 ●肺線維症 ●気管支喘息* *終診した小児喘息を除きます。 ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎炎、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●筋ジストロフィー症 ●骨髄炎 ●骨粗しょう症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫)* *上皮内新生物は含みません。
その他	●糖尿病(インシュリンの投与を受けている場合に限りませす。) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限りませす。) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます。) ●アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ピック病 ●アルコール依存症 ●薬物依存症 ●早老症(ウェルナー症候群等) ●閉塞性動脈硬化症(ASO) ●正常圧水頭症 ●シェーグレン症候群 ●成人スティル病 ●アレルギー性肉芽腫性血管炎 ●側頭動脈炎 ●抗リン脂質抗体症候群 ●好酸球性筋膜炎 ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ( <a href="http://www.nanbyou.or.jp">http://www.nanbyou.or.jp</a> )等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください。)

## 「総合補償保険」加入申込票の記入例

※印字内容の変更や書き損じの際は、「二重線」で抹消の上、訂正してください。  
なお、「ご署名欄」と「健康状況告知書質問事項回答欄」を訂正する際には、フルネームの訂正署名が必要となります。  
※お手続きにあたっては、消えるボールペン、赤インクのペン、鉛筆(シャープペンシル)は使用できませんのでご注意ください。

必ずカタカナで記入ください。

生年月日、年令、性別をご記入ください。  
記入は2022年3月1日現在の満年齢をご記入ください。

被保険者と団体との関係を「◆」で記入してください。  
◆「◆」は「関係」を「◆」で記入してください。

該当する番号をご記入ください。  
該当する番号を「○」で記入してください。  
該当する番号を「○」で記入してください。

訂正時の記入例

B・D・Eセレクトに、「新規にご加入される場合」、「口数増加にともない保険金額が増額になる場合」、または新たに「[N3]、[N4]、[Z]」のオプション補償にご加入される場合「[N4]」の増口含むは、被保険者本人がご署名ください。告知事項は、加入申込票裏面の「親介護一時金支払特約」の健康状況告知書質問事項をご覧ください。  
被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。  
※告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者が「親権者 ○ ○ ○ ○ (親権者フルネーム)」とご記入ください。

必ずカタカナで記入ください。

生年月日、年令、性別をご記入ください。  
記入は2022年3月1日現在の満年齢をご記入ください。

被保険者と団体との関係を「◆」で記入してください。  
◆「◆」は「関係」を「◆」で記入してください。

該当する番号をご記入ください。  
該当する番号を「○」で記入してください。  
該当する番号を「○」で記入してください。

訂正時の記入例

B・D・Eセレクトに、「新規にご加入される場合」、「口数増加にともない保険金額が増額になる場合」、または新たに「[N3]、[N4]、[Z]」のオプション補償にご加入される場合「[N4]」の増口含むは、被保険者本人がご署名ください。告知事項は、加入申込票裏面の「親介護一時金支払特約」の健康状況告知書質問事項をご覧ください。  
被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。  
※告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者が「親権者 ○ ○ ○ ○ (親権者フルネーム)」とご記入ください。

2023年3月末頃までに、ご退職予定の方

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社  
〒101-8011  
東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
「三井住友海上お客さまデスク」10120-632-277 (無料)  
受付時間 平日 9:00~19:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末年始は休業させていただきます)

ご退職後、ご加入・ご継続をご希望の方には、口便指替のご登録をご案内しております。下記までご連絡ください。  
三井物産インシュアランス株式会社 個人・職域営業部  
03-5297-6236 (10:00~17:00 土日祝休)  
受付時間は変更となる場合がございます。詳細はホームページをご確認ください。

他の保険契約・保険金請求履歴につき、全被保険者分をご確認・ご回答いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。